平成２１年（フ）第１９２号
岐阜県大垣市万石３丁目72番地　めぞんたいへい３－Ｄ、住民票上の住所岐阜県大垣市郭町東１丁目41番地
債務者　佐久間和子
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
青森県八戸市根城７丁目８番６号　古舘荘１号
債務者　是川　節子
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
三重県志摩市阿児町志島203番地
債務者　中井　　豊
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
三重県伊勢市御薗町高向2016番地７
債務者　西出美枝子
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１２２０号
埼玉県上尾市大字瓦葺1752番地１
債務者　川端　久之
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２１号
埼玉県上尾市大字瓦葺1752番地１
債務者　川端　福子
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第１１１４号
京都府木津川市木津池田24番地11、前住所京都府木津川市兜台１丁目２番地高の原駅西団地18―508号
破産者　岩元　勝紀
１　主文　当裁判所が平成21年８月28日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「京都府木津川市兜台１丁目２番地高の原駅西団地18―508号」とあるを「京都府木津川市木津池田24番地11、前住所京都府木津川市兜台１丁目２番地高の原駅西団地18―508号」と更正する。
２　決定年月日　平成21年10月２日
京都地方裁判所第５民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７８号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目21番10号
破産者　古小路幹夫
１　決定年月日　平成21年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第１９１号
福岡県田川市大字伊加利1888番地
破産者　山下　正人
１　決定年月日　平成21年10月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１２６０号
滋賀県大津市池の里７番１号
破産者　髙田勇次郎
１　破産債権の届出期間　平成21年11月18日まで
２　一般調査期日　平成21年12月16日午前11時30分
平成21年10月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第３２０５号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―3906号
破産者　遠藤みどり
１　破産債権の届出期間　平成21年11月20日まで
２　一般調査期日　平成21年12月21日午後３時30分
平成21年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３０号
大阪府岸和田市春木旭町１番14号
破産者　有限会社ジャックエクスプレス
１　破産債権の届出期間　平成21年11月20日まで
２　一般調査期日　平成22年１月14日午後２時
平成21年10月20日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７４７号
大阪府富田林市楠風台１丁目19番11号、前住所兵庫県淡路市志筑3102番地２
破産者　旅館富士美こと　鳥居　秀州
１　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
２　一般調査期日　平成21年12月24日午前11時45分
平成21年10月19日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
北海道天塩郡幌延町２条南１丁目16番地１
破産者　岡本　則夫
１　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
２　一般調査期日　平成22年１月28日午後３時20分
平成21年10月20日　　旭川地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７７７７号
大阪府泉佐野市日根野4091番地1410
破産者　神藤　史久
免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
平成21年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２号
千葉県山武郡芝山町大台3155番地48
清算株式会社　株式会社ベジ・プラン
１　決定年月日　平成21年10月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所八日市場支部

更生計画案議決権行使方法等

平成２０年（ミ）第２１号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　辻マリンサービス株式会社
１　議決権行使の方法　書面による投票
２　投票期間　平成21年10月19日から平成21年11月26日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成21年11月13日
平成21年10月19日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第１６７号
神奈川県横浜市港北区鳥山町729番地４
再生債務者　立川開発工業株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年10月19日
東京地方裁判所民事第20部